

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）9月7日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	道南 中学校 教 諭 男 性 （27歳）	懲戒免職	令和5年6月から同年7月までの間に、ホテルで、自校生徒と複数回、性交した。
2	釧路市 小学校 教 諭 男 性 （32歳）	懲戒免職	令和4年9月、歩道を通行中の女性の背後から抱きつき、当該女性の胸をつかみ、2回揉んだ。
3	恵庭市 中学校 教 諭 男 性 （41歳）	停職1か月	令和5年3月18日（土）、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速112キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
4	上川管内 高等学校 教 諭 女 性 （25歳）	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和5年1月25日（水）、自家用車を運転中、前方の見通しが悪かったことから、右方から進路を確認しようとしたところ、対向車線にはみ出し、対向進行してきた車両前部に自車前部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約3か月間を要する右鎖骨骨幹部骨折等の傷害を負わせた。
5	苫小牧市 小学校 教 諭 男 性 （37歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和5年3月18日（土）、自家用車を運転中、指定速度時速30キロメートルのところを時速70キロメートルで走行し、指定速度違反をした。